

第45回 規制改革推進会議 議事概要

1．日時：令和元年5月20日（月）14:58～15:44

2．場所：中央合同庁舎4号館11階第1特別会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、江田麻季子、高橋滋、林いづみ、
森下竜一、八代尚宏、山本正巳

（政府）片山内閣府特命担当大臣（規制改革）、中根副大臣、舞立政務官、
中村内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、石崎参事官、大森参事官、
小見山参事官、小室参事官、谷輪参事官、長瀬参事官、福田参事官

4．議題：

（開会）

- 1．電力小売市場の活性化に向けた提言について
- 2．ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化に関する意見について
- 3．高校生の就職支援の在り方に関する意見について
- 4．肥料取締法に関する規制改革推進に向けた意見について
- 5．規制改革ホットラインについて
- 6．規制改革推進に関する第5次答申の構成案について

（閉会）

5．議事概要：

大田議長 こんにちは。「規制改革推進会議」第45回会合を開会いたします。

本日は、安念委員、飯田委員、古森委員、新山委員、野坂委員、長谷川委員、原委員が御欠席です。

片山大臣、中根副大臣、舞立政務官に御出席いただいております。ありがとうございます。片山大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

片山大臣 委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、まず各ワーキング・グループでお取りまとめいただきました「電力小売市場の活性化に関する意見書」「ジョブ型正社員に関する意見書」「高校生の就職に関する意見書」「肥料取締法に関する規制改革推進に関する意見書」について御議論いただきます。

それから、いよいよ第5次答申案の構成について御議論いただきます。昨年10月から委員の皆様方に大変精力的な御議論をいただきました集大成としての改革提案が答申として

取りまとめられることを非常に御期待しているところでございます。

規制改革は安倍内閣の成長戦略の一丁目一番地、中核でございますので、皆様に活発に御議論をいただけるように担当大臣としてもしっかりサポートいたします。本日もどうぞよろしく願いいたします。

大田議長 片山大臣、ありがとうございました。恐縮ですが、報道関係の方はここで御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

大田議長 それでは、議題1「電力小売市場の活性化に向けた提言について」、御審議いただきます。本件は投資等ワーキング・グループで御議論いただきました。事務局から御説明をお願いいたします。

長瀬参事官 原座長が御不在ですので、代わって御説明させていただきます。

提言(案)、資料1でございます。ポイントを中心に説明させていただきます。

冒頭、柱書きのところでございますが、電力小売市場は段階的に自由化が進められ、28年の小売全面自由化により、料金メニューを自由に選択できるようになりました。

そして、全面自由化から3年経過し、一定程度、競争も進展してきました。しかし、新規参入者のシェアは約15%にとどまっております。決して高いとは言えず、大手電力会社でございます旧一般電気事業者、そして、その100%子会社などの関連事業者がシェアを回復している地域も見られる。これは代理店などを通じたものも含むという状況でございます。

電力システム改革は本来、新規参入が活発になされ、大手電力会社が競争圧力にさらされ、消費者などが安価で多様なサービスを受けることができる環境整備の実現を目指したわけでございますが、現状ではまだ道半ばにも至っていない。その要因は、発電設備の約8割を大手電力会社等が保有しております。そうした独占力をてこに、小売市場における競争を制限し得る状況が残っているということでございます。

その上で、電力システム改革が本来目指してきた競争環境を実現するため、下記のとおりとしまして、1、2、3のとおり、提言の内容をまとめております。

1が「大手電力会社による『内外無差別』の電力卸供給を」ということでございます。

大手電力会社から小売電気事業者への電力卸供給に当たっては、大手電力会社の小売部門が窓口となって売却が行われているケースが相当数ございます。しかし、小売部門にとって新規参入の事業は競争相手であるため、卸供給の量を抑制して相対契約を増やす強い誘因があります。

また、大手電力会社は内部の取引の一部を取引所経由で行う「グロス・ビディング」と呼ばれます取組を2016年に任意の取組としてスタートさせておりますが、そこにおきましても同一の担当者が入札を実施しております。発電部門と小売部門の情報遮断が行われていない。したがって、小売部門と新規参入者とのイコールフットリングが実現していないということでございます。

その上で、小売電力市場を競争的に機能させるためには、発電部門を有する大手電力会社の小売部門と新規の小売事業者との公平性を確保することが必要であるとし、すなわち、自社内の小売部門と外部の小売事業者とに「内外無差別」で卸供給を行うことが望ましいということで、今年度内に以下の検討を行い、必要な措置をとるべきということでございます。

(1) といったしましては、大手電力会社が行う電力の卸供給について、公正かつ有効な競争の観点から、発電部門が行うことが望ましい旨をガイドラインその他の形において明確に示すこと。

(2) グロス・ビディングにおいて、大手電力会社の発電部門と小売部門が分かれて売買入札を行うことが望ましい旨をガイドラインその他の形において明確に示すこと。以上が最初の項目です。

2番目「卸電力市場の透明性の確保」でございます。

市場の取引に当たりましては、インサイダー取引を防止するため、一定規模以上の計画停止あるいは送電設備の運用容量などに関する情報を公開するとされております。しかし、こうした情報と同様に、市場価格に重大な影響を及ぼし得る稼働状況、これは燃料制約等に係る情報も含むわけでございますが、これらについては公開が求められておりません。そのため、発電所を有する大手電力会社とそれ以外の事業者とで情報の非対称性が生ずることになりまして、インサイダー取引などが行われる可能性も否定できない。

こうした情報は事業者の経営情報が含まれるケースなどがあることにも留意しつつ、適正な取引の促進、また、多様なプレーヤーにとっての市場に関する予測可能性を向上させる、こういった観点から情報公開が適切に行われることが不可欠といったしまして、下線部分が結論でございます。

市場価格に重大な影響を及ぼし得る発電所の稼働状況等に関する情報について、適切かつタイムリーな開示が行われるよう、早急に検討を進め、今年度内に結論を得るべきである。これが2つ目でございます。

3つ目「競争活性化に向けた一段の市場整備を」でございます。

冒頭の段落でございますが、「ベースロード電源」、これはすなわち石炭火力、大型水力、原子力等が含まれるわけですが、それに対しては新規電力事業者のアクセスが困難でございます。そのため、そうした電源へのアクセスの公平性を実現するために、「ベースロード市場」の創設、これが検討されまして、本年中に開設予定でございます。

この市場におきましては、大手の電力会社が供出する価格が競争上適切であること。すなわち、自社内での卸供給価格と比べて不当に高くないことが極めて重要でございます。

もう一方、低炭素社会の構築のためということでは、小売電気事業者には2030年度までに44%以上、非化石電源の目標を達成することが法律によって求められております。そこで、創設されたものが非化石価値を取引する市場でございます。

この市場におきましても、大型水力等の非化石電源を新規参入の小売事業者は有していないわけでございますので、そうした事業者の競争に与える影響に十分留意することが重要であるといったしまして、下線のところでございます。

ベースロード市場の創設及び非化石価値取引市場の設計において、以下の点に留意した措置を講ずべきであるといったしまして、(1)大手電力会社からベースロード市場への供出価格について、自己またはグループの小売部門に対するベースロード電源の卸供給価格を不当に上回らないよう監視することが重要であり、産業用、これは大量の電力を使う工場などでございます。そうしたものの小売価格も参照しながら、その妥当性を確認すること。

(2)非化石価値取引市場において、発電事業者が得た非化石証書収入について、非化石電源の利用の促進に用いること。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。ただいまの御説明に関し、御意見、御質問はございますでしょうか。

御異議がなければ、この意見書を規制改革推進会議の意見として決定いたします。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

大田議長 ありがとうございます。

それでは、議題2「ジョブ型正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化に関する意見について」、事務局より御説明をお願いいたします。

福田参事官 資料2を御用意ください。朗読させていただきます。

ジョブ型正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化に関する意見(案)。

「多様な働き方を実現するため、正社員と非正規社員といった両極端な働き方のモデルを見直し、職種や労働時間等を限定した「多様な正社員」のモデルを確立するための施策を具体化すること」という平成25年4月の日本経済再生本部での総理指示を受け、前身の規制改革会議において、ジョブ型社員の雇用ルールについての議論を開始した。

その後、厚労省が事例集とともに「雇用管理上の留意事項」をまとめており、4社に1社の割合で、ジョブ型雇用の仕組みを採用している。しかし、就業規則や人事管理上、整備すべき課題がまだ残されている。当会議の平成29年5月の第1次答申においては、「関係法令の整備を含む更に必要となる方策について検討を行い、必要な措置を講ずる」ことを提言した。

ここで、主要な課題となるのは労働契約のあり方である。

労働契約はその名称の通り、使用者と労働者の「合意」によって成立する。労働契約法では、個々の労働者と使用者間の「対等の立場における合意」を求めている。日本では労働契約の締結時には労働条件について明確な合意がなされないのが通常であり、た

とえ書面による合意がなくとも、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことの合意さえあれば労働契約は成立しうる。事実、企業の包括的な指示のもとで、自身の労働条件が曖昧なまま働いている労働者は少なくない。

しかし、多様な働き方へのニーズが高まるなか、労使間の個別紛争の未然防止の観点からも、個々の労働者と使用者間で文書による労働条件の確認と合意は欠かせない。

多様な働き方を選択した誰もが安心して働ける雇用ルールの確立に向け、政府は以下の措置を講ずるべきである。

【現状】

- ・ 就社型（メンバーシップ型）雇用モデルが高度成長をもたらしたという強い成功体験から、正社員であれば企業の命令により、職務、勤務地、労働時間等の労働条件が変更されるなど、無限定な働き方を許容するのが当然という意識がいまだに強い。
- ・ 職務や勤務地等が無限定な働き方は我が国の雇用慣行に過ぎず、何らかの法規制に基づいているわけではない。実務的に契約意識の低い日本において労働契約の締結も漠然としており、当事者はいつ、どのような内容の労働契約がどのようにして締結されたのかを明確に意識していない。環境変化によって労使それぞれの事情が変わった場合、慣行であるが故に、個別に労働条件の確認や見直しをしようとしても拠り所がない。
- ・ しかし、グローバル化や働き方の多様化が進むにつれて、「多様な価値観や背景を持った国内外の優秀な人材の獲得や早期抜擢ができない」、「本人の希望する職務・役割と与えられる仕事とのミスマッチがモチベーションを損ない、早期離職の原因となっている」等の理由から、労使双方で見直しを求める声が出始めている。
- ・ 共働き世帯にとって配偶者の希望しない転勤は、夫婦どちらかのキャリアの中断を引き起こし、夫婦揃っての育児ができなくなるなど家庭生活の維持も困難となる。

【問題点】

- (1) 「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」等は、多くの企業で導入が進んでいるが、労働契約法第4条第2項において、労働契約の内容については、“できる限り”書面による確認をすることとされているにすぎないため、勤務地等の限定が労働契約や就業規則で明示的に定められていないことが多い。雇入れにあたって義務付けられている労働条件明示（労働基準法第15条）だけでは、明示すべき対象として掲げられていない事項には及ばない。また、労働者が同一企業内で長期に勤務する過程で、個別労働者への人事権の行使として、勤務場所や職務が次々と変更されていく状況から、就職当初の条件だけでその後労働条件がすべて決まってしまうというのは、いかにも形式的で実態に合わない。我が国独自の雇用慣行のもと、使用者が曖昧な運用をすることで労使間の合意範囲の認識に齟齬を生み、職務や勤務地等の限定条件をめぐる紛争の原因になりかねない。
- (2) 有期労働契約が更新されて通算5年を超えた労働者に対する無期転換ルールの

周知（とりわけ直接雇用の者に対して）が、不十分である。また制度を認知し、無期転換申込権を持ち、正社員化を希望しながらも、転勤や残業を強制されるような無限定な働き方を憂慮する労働者が少なくないために、転換の申し入れが進んでいない。

【改革の方向性】

- (1) 国は、「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」等を導入する企業に対し、勤務地（転勤の有無を含む。）、職務、勤務時間等の労働条件について予測可能性を高められるよう、個々の労働者と事業者との間の書面による確認を義務付け、現行の労働条件明示に関する規定について必要な法令の見直しを行うべきである。

また、多様な正社員が、使用者と合意した労働条件によって安心して働ける様、「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」の雇用形態の周知と積極的な導入を促し、また、労働条件を確認する手段として、以下の検討を行うべきである。

労働契約の内容を書面で確認できるよう、労働契約法第4条第2項を改正し、「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」等については、労働契約の締結時や変更の際に、限定の内容について、労使当事者間の書面による確認を義務化する。

労働条件に勤務地変更（転勤）の有無、転勤の場合の条件が明示されるよう、労働契約の締結に際して、労働者に書面で明示しなければならないとする労働条件の記載事項（労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条1項）に、「勤務地変更（転勤）の有無」、「転勤の場合の条件」を追加するとともに、労働条件の変更の際も労働者に書面で明示する。

勤務地の変更（転勤）を行うことが予定される場合は、就業規則にその旨が示されるよう、就業規則の記載事項（労働基準法第89条）に、労働者の勤務地の変更（転勤）を行うことを予定する場合には、当該事項を、また、労働者の勤務する地域を限定して使用する場合には、その限定に関する事項を、追加する。

- (2) 無期転換ルールが周知されるよう、無期転換申込権を保有する労働者に対し、有期労働契約が更新されて5年を超える労働者を直接雇用する企業が無期転換ルールを通知することの義務化を含め、労働者に対する制度周知の在り方を検討し、必要な措置を講ずるべきである。あわせて、無期転換ルールがどの程度適用されたかを労働者や企業等へ調査するなどして、当該制度の導入効果を検証すべきである。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。ただいまの御説明に関し、御意見、御質問、ございますでしょうか。

金丸議長代理、どうぞ。

金丸議長代理 「書面による確認」について、この書面というのは紙のことを指しているのでしょうか。

福田参事官 この表現のままでも電子交付も含まれます。例えば、労働条件通知書も、条件付きながら電子交付が許可されています。条件とは、労働者本人による電子化交付の了解と印刷ができる形態で提供するという事です。

金丸議長代理 印刷ができないデジタル書面はどんなものかよくわかりませんが、では、それは含まれていると思えばよろしいですか。

福田参事官 はい。この記載であっても電子化は含まれます。

大田議長 この「書面」という言葉に当然付随していると読む人はわかるわけですね。

福田参事官 少し詳しくご説明します。労働基準法15条にて、雇用契約時に労働条件の明示が義務付けられており、その明示方法は厚労省令に従うことになっています。今年の4月1日からこの省令、具体的には労働基準法施行規則の第5条の但し書きに、労働者が希望した場合には、メール、FAX、SNSといった電子交付も可能になりました。しかし、依然として原則は紙ですので、各種通知の中でも「書面で」という言葉は使われていますが、労働者の希望があれば電子化も許可されるようになったのです。

大田議長 わかりました。「書面」は電子書面を含むわけですね。

福田参事官 はい。省令の但し書きが追加されて、電子化交付も許可されました。

大田議長 通知なわけですね。

福田参事官 先生方の主張を明確にするよう、意見書に電子化の言葉も書き加えましょうか。

大田議長 「改革の方向性(1)」の3行目、「個々の労働者と事業者との間の書面による確認」の「書面」のところに「(電子書面を含む)」と入れておきましょうか。

福田参事官 承知しました。「(電子書面を含む)」を追記致します。

大田議長 江田委員。

江田委員 教えていただきたいのですが、今の改革の方向性の確認のところなのですが、こちらは頻度に関しては何か示唆する議論はあったのでしょうか。例えば状況が変わったりですとか、そういったときに使用者でもあり、労働者でもあり、どちらからか提案をして、何か状況が変わったときの対応みたいなものは話し合われたのでしょうか。

福田参事官 今回の意見書の対象は、勤務地や職務に限定がつく働き方をする社員を対象としております。例えば自社には転勤があるのか、その転勤については転居を伴うのか等を就業規則に明確に書いてもらう。自宅から通えるとは片道90分以内の範囲だとか、転勤の条件の詳細も個々の企業の中での定義も含めて明確にルール化しておくべきであることも含まれます。ヒアリングにおいてわかったことですが、多くの企業では転勤の有無について明確な書面交付がなされておらず、労働者にとっては、いざ転勤を命令された場合、よほどのことがない限り断り切れません。そこで限定した働き方をする社員に限って、一人ひとりが書面によってその条件を確認できるようにする改革を求めているのです。書面によって自分がどういう働き方をするかということが明確に約束されることで将来が予測できます。また、その労働条件の変更においても必ず確認と合意がとられる運用がなされ

ることを、この改革によって求めていくものでございます。

江田委員 わかりました。ありがとうございます。

大田議長 山本委員。

山本委員 勤務地と言っても非常に幅広くて、日本国内もあるし、海外もあるし、例えば関東圏内とかいろいろあると思いますけれども、そういう細かい条件というのは契約の中にしっかりと入れるということでのいいのでしょうか。

福田参事官 転勤の場合に4ページ目の の下から3行目でございます。勤務地変更の有無、転勤の場合の条件、ここの中に具体的にどのようなものを範囲とするのかということを示すということをお求めしております。

大田議長 よろしいですか。

御異議がなければ、この意見書を規制改革推進会議の意見とし、決定したいと存じますが、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

大田議長 ありがとうございます。

それでは、議題3「高校生の就職支援の在り方に関する意見について」、事務局より御説明をお願いいたします。

福田参事官 お手元の資料3を御用意ください。こちら朗読させていただきます。

高校生の就職支援の在り方に関する意見(案)

高卒の採用選考は、全国統一的に採用選考期日等の申合せを行った上で、都道府県ごとの状況に応じて具体的運用がなされている。

「1人1社制」と呼ばれる学校による就職斡旋の仕組みは、時代に合わせて変化を遂げつつ、高卒就職者がピーク時の約93万人(昭和44年)から18.4万人に大きく減少した現在でも広く普及している。この仕組みにより、漏れのない応募機会の提供や確実に内定を得るための支援が行われ、学事日程への影響を最小限にとどめる短期間のマッチングもなされてきた。

就職は人生の一大イベントである。現行の採用選考のやり方について、当事者である高校生や保護者の希望や意向が十分に反映されていないのではないか、あるいは就職の機会を保障しようとするあまり、かえって当事者の主体性を過度に制限しているのではないか、との指摘がある。また、就職後3年以内の離職率が約4割にのぼり、特に就職1年以内の離職率が卒に比べて高いという結果から、採用選考の選択肢を広げる余地はないか、との指摘もある。

現在、『骨太方針2018』を踏まえ、文部科学省・厚生労働省による「高等学校就職問題検討会議」において、高卒就職慣行の在り方等について議論がなされており、そこでは、以下の観点も含めた検討を行うべきである。

1. 現状の課題

(1) 現在の一連の採用選考に関し、現役の高校生や高卒で就職した者等の意見を聞

くなど、その評価を把握する取組が行われておらず、就職1年以内の早期離職が多く発生する原因の調査等も十分なされていない。

- (2) 高卒求人の動向は、製造業から福祉等のサービス業に大きくシフトするなど、社会情勢や景気動向に影響を受けやすい。また、高校との関係が薄い新興企業等から、採用実績がないこと等により、現在の仕組の下では生徒への紹介・斡旋がなされにくいという声も上がっている。一方、学校やハローワークのみならず、インターネットなど多様な職業・企業情報の入手経路が生まれている中で、生徒が信頼できる就職のための情報を十分に入手し、それを適切に活用するための支援が不足している。また、就職支援の経験が必ずしも多くない普通科等の進路指導担当教員が、必要なスキルを習得する研修の機会も不十分である。
- (3) 高卒生に対しては、就職時のみならず卒業後も一定期間にわたって定着支援を手厚く行うことが重要である。しかし、仕事や職場に関する相談、能力開発等キャリア支援など、卒業後・就職後の生徒の早期離職を防止するための支援の仕組は総じて弱い。
- (4) 1人1社制は、地域で就職したい生徒と地域の高卒生を採用したい企業の双方を効率的にマッチングできるというメリットを有する。しかし、昨今、働きたい場所を始め、生徒の職業に対する価値観が多様化するのみならず、当初より就職を意識した教育・訓練が十分とは言えない生徒が一部存在するという変化も起きている。こうした中で、複数企業の応募を強く希望する生徒への対応が十分にできないなどの個別の課題が生じており、高卒生と企業のミスマッチや早期離職の一因となっている可能性がある。

2. 検討すべき観点

- (1) 高卒で就職した者が現在の採用選考の仕組をどう評価しているか、また早期離職の背景にどのような要因があるかについて早急に実態の分析を行う。
また、高校生の就職活動の方針を取りまとめる立場の都道府県単位の検討の場でも、労働行政及び教育行政等が連携し、早期離職の原因を分析し、特にそれが高い場合には、地域の実情に応じて、生徒にとって望ましい対応の在り方を早急に検討し、今後の仕組や取組に反映する。
- (2) 生徒が活用する情報源について現在の状況を把握した上で、地域の学校、ハローワークと自治体とが連携して、情報の利用方法を丁寧に教育・指導する。また、企業説明会や企業見学など、生徒の企業理解に資する材料や機会が適切かつ十分に提供されるよう、文部科学省と厚生労働省が連携して、高校の現場が活用できる方策を検討する。
- (3) 早期離職者への対応を含め、学校とハローワークが連携し、卒業後の一定期間、都道府県および厚生労働省と文部科学省が協力しながら、高卒就職者と伴走し

つつ定着支援の仕組みを整える。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問をお願いいたします。

この時点で私が言うのも何なのですが、2のタイトル「検討すべき観点」というのは何を言いたいのかよくわからないので、「取り組むべき事項」ではないでしょうか。

福田参事官 わかりました。

大田議長 よろしいですか。御異議がなければ、この意見書を規制改革推進会議の意見として決定し、本会議後に公表いたします。御異議ございませんか。

(首肯する委員あり)

大田議長 それでは、議題4「肥料取締法に関する規制改革推進に向けた意見について」に進みます。事務局より御説明をお願いいたします。

小見山参事官 お手元、資料4に基づいて「肥料取締法に関する規制改革推進に向けた意見」でございます。

まず柱書きでございますが、農業の収益力向上のためには、生産コストの50%以上を占める生産資材等のコスト低減が欠かせないということであります。しかしながら、次の段落であります。平成30年時点で国内肥料の価格はアメリカの約1.1~1.3倍、イタリアの1.3~2倍、韓国に至っては約1.6~2.4倍と、国際的に見て依然として割高である。

次の段落であります。地力が低下した土壌や栄養バランスが悪化した土壌の増加に伴って、土づくりに対する農家のニーズが多様化している。肥料原料の海外依存度も高い。こういう状況のもと、国内で調達可能で、安全かつ安価な産業副産物を新たな肥料原料として活用することについてのニーズが高いにもかかわらず、柔軟な製品開発が妨げられているということであります。

「1.現状と課題」の「(1)公定規格」であります。普通肥料については、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量等に関する「公定規格」が定められているということでございます。しかしながら、この公定規格は、土壌環境に応じて多様化する農家のニーズや、肥料製造技術の進展を踏まえた規格となっていない。規格の数が諸外国と比較して多く、農作物に対する有害成分の最大量が肥料の種類ごとに定められているなど、詳細に過ぎて、分かりにくいとの批判があるということであります。

特に産業副産物に由来する肥料は、安価で土壌改善にも役立ち、資源循環のために活用が望ましいということでありますが、公定規格を理由として実質的に使用が困難なものも存在するということでもあります。

「(2)肥料の混合」でございます。堆肥を活用した土づくりに対するニーズというのが高まっているということであります。しかしながら、このような堆肥、特殊肥料に分類されるということでありますが、普通肥料と特殊肥料の混合や、土壌改良資材との混合は、一部例外を除き、原則認められていないということであります。

「(3)保証成分量」でございますが、肥料メーカーが普通肥料の主成分について「保証成分量」の含有を保証することが法律上、求められているものでありますが、まず分析検査の際に認められる許容誤差が他の先進国と比較して小さいということでもあります。

また、最終製品に過剰な成分量が含まれる傾向がある。これがコスト高の要因となっているとともに、特別栽培農産物について、基準量以上の化学肥料の窒素成分量が含まれかねないような状態になっているということでもあります。

「(4)保証票」でございますが、肥料の種類、成分量などを記載した「保証票」の製品に添付が義務付けられているところがございますが、詳細であり、例えば括弧内の記載の仕方が3種類ある。原料が重量順に記載することになっているというような問題点があるということでもあります。

「(5)登録・届出等の手続とその運用」でございます。法人番号で明らかな情報について申請書類に都度記載する必要があるでありますとか、銘柄ごとに保管場所の届出が必要である。工場所在地でなくて本社所在地を管轄するFAMICという独立行政法人に申請しなければならないという問題点があるということもございます。

「(6)法律の題名」でございますが、昭和25年制定当時の状況を反映して「取締法」という題名になっているのですけれども、肥料は作物の栄養であり、麻薬などの有害物や火薬などの危険物とは明らかに異なるということでもあります。

3ページ目の中段「実施すべき事項」の「(1)公定規格」であります。諸外国の規制の状況を詳細に分析した上で、肥料の品質と安全性を確保しつつ、肥料の種類の大くり化、簡素化を行うとあって、以下、3つの提案を行っております。

「(2)肥料の混合」でございます。先ほどありました普通肥料と特殊肥料、堆肥などでございますが、普通肥料と土壌改良資材の混合を原則認めること。

「(3)保証成分量」でございますが、許容範囲を可能な限り緩和するということがあります。

でございますが、指定配合肥料については、最終製品の成分実測値を根拠として成分の保証を行うことも選択可能とするということもございます。

「(4)保証票」でございます。4ページ目に行ってくださいまして、表示のサイズについて、より小さなサイズを認めるなど見直しを行う。

でございますが、重量順の表示の在り方を含め、記載の簡素化に向けた見直しを行う。その際、二次元コードを活用したウェブサイト上の情報提供によって表示を代替することを可能とする。

であります。その他の記載事項について、農家、肥料メーカーの要望、諸外国の比較を踏まえ、必要な見直しを行うということもございます。

「(5)登録・届出等の手続とその運用」でございます。

法人番号で明らかとなるような情報については都度の情報、入力を不要とし、手続を電子化するなどの合理化を行う。

であります。複数銘柄について会社がまとめて保管場所を提出、届出することを可能とする。

でございますが、登録の申請先については、工場所在地を管轄するFAMICでも受け付ける。

であります。運用について統一的な運用を図るために、肥料メーカーに対する無記名アンケートを実施した上で、結果を公表し、必要に応じてガイドラインの見直しを行うということであります。

今、検討中の肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、諸外国の例なども参考にした上で、原料と入手経路等を記録し、必要な場合に迅速な回収措置をとれるものとするため、過度に制約的なものとならないようにするということであります。

最後に「(6)法律の題名」であります。これら述べたような法体系の抜本的な見直しに伴い、肥料取締法の題名についても変更を含め、新たな法体系に即したふさわしい題名を検討する。

以上であります。

大田議長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

林委員。

林委員 ありがとうございます。

肥料取締法という法律について余り知られていないと思います。私自身もこのワーキングで、津田梅子さんのお父さんの津田仙さんが明治9年に日本で初めて骨粉過リン酸石灰を試製したというお話からの明治32年法の立法経緯を伺いましたが、やはり日本が発展途上にあつたその時代から、農業の生産性向上のための背景事情も大きく変わってきていますので、民間の創意工夫が生きるように、従来の、がちがちになっている取締法的な規制の内容を改めるとともに、それに見合つて法律の題名も変えるべきではないかと思ひます。

大田議長 ありがとうございます。

今の時点で私が申し上げるのも何なのですが、このタイトル「肥料取締法に関する規制改革推進に向けた意見」。意見書はいずれも規制改革の意見ですし、「推進」と「向けた」が2つあるととてもトーンが弱くなるので、「肥料取締法の改革に関する意見」ではいかがでしょうか。

御異議がなければ、これを規制改革推進会議の意見として取りまとめ、公表いたします。御異議ございませんか。

(首肯する委員あり)

大田議長 ありがとうございます。

それでは、議題5「規制改革ホットラインについて」に進みます。

事務局から御説明をお願いいたします。

福田参事官 お手元に資料5 - 1「規制改革ホットラインの運用状況について」を御用意ください。

平成28年8月の当会議の開始当初から先月の4月末までに規制改革ホットラインに寄せられました提案の合計、これは資料5 - 1の左上の記載のとおり、1,691件となりました。いただいた改革提案は提案内容に応じて所管省庁へ回答を要求しますが、これは上の段の表の右下の記載のとおり、1,681件、提案に対して省庁に回答を求めているところがございます。

そして、所管省庁より回答が得られましたのは、この資料の下の段の表の左下の記載のとおり、1,592件です。この省庁に対しての要望と回答の状況の差の90件、これは現在、各省庁にて回答を作成していただいている最中でございます。こちらの詳細につきまして、提案内容、省庁回答はいずれも内閣府のホームページにて公開をしております。

続きまして、資料5 - 2をごらんください。

規制改革ホットラインにいただいた提案につきましては、所管省庁の回答とあわせてホットライン対策チームの委員の先生方に御審議いただき、各ワーキング・グループでさらに精査・検討を要する提案事項として振り分けをいただいた結果でございます。この内容につきましては別添で改革の要望、また各省庁からの回答の明細をつけておりますので、ぜひお目通しください。

ホットラインに関する事務局からの報告は以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

以前はホットラインに出してもあまりに省庁からの回答がつかなくて、出した人から心が折れるという感想を聞いたのですが、改善されていますか。

福田参事官 事務局で、これは本当に一件一件、全部読み合わせをしております、これはいかなものかというのは一旦省庁のほうに回答の再作成を促すということも詰めております。したがって、過去の事例と似たようなものを同じように書いてくる場合には見直しをお願いしたりだとか、一件一件の中に込められた思いにきちんと応えられるようにということはこの3年間、努めてやってまいりました。

大田議長 ありがとうございます。

もし何かありましたら、また後で事務局にお寄せください。

それでは、議題6「規制改革推進に関する第5次答申の構成案について」、事務局から御説明をお願いいたします。

小見山参事官 右上に資料6と打っている資料でございますが、それについて御説明を申し上げます。

まずタイトル「規制改革推進に関する第5次答申骨子(案)」でございます。

「 総論」。

- 「 1 . はじめに」。
- 「 2 . 規制改革を巡る情勢と会議の役割」。
- 「 3 . 審議経過」、(1) ~ (5) までございます。
- 「 4 . 本答申の実現に向けて」。
- 「 5 . 次のステップへ」。前例を踏襲しているということでございます。
- 「 各分野における規制改革の推進」。
- 「 1 . 農林分野」でございます。
- 7つございまして「(1) 肥料取締法に基づく規制の見直し」。
- 「(2) 農協改革の着実な推進」。
- 「(3) ドローンの活用を阻む規制の見直し」。
- 「(4) 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し」。
- 「(5) 農作物栽培所に係る立地規制について」。
- 「(6) 畜舎に関する規制の見直し」。
- 「(7) 若者の農業参入等に関する課題について」であります。
- 「 2 . 水産分野」でございますが、「(1) 改正漁業法の運用について」。
- 「(2) 水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検」。
- 「(3) 海技士の乗組基準の見直しについて」。
- 「(4) 魚病対策の迅速化に向けた取組について」であります。
- 「 3 . 医療・介護分野」でございますが、(1) ~ (6) までございまして「(1) 医療等分野におけるデータ利活用の促進」。
- 「(2) 患者による医薬品情報へのアクセス改善」。
- 「(3) 機能性表示食品制度の運用改善」。
- 「(4) 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化」。
- 「(5) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し」。
- そして、「(6) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項」ございまして、ア、イ、ウ、エ、オ、カとあります。
- 「 4 . 保育・雇用分野」。
- 「(1) ジョブ型正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)雇用ルールの明確化」。
- 「(2) 介護離職ゼロに向けた対策の強化」。
- 「(3) 日本で働く外国人材への『就労のための日本語教育』の枠組み整備」。
- 「(4) 年休の取得しやすさ向上に向けた規制改革」。
- 「(5) 高校生の就職の在り方の検討と支援の強化」。
- 「(6) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査」。
- 「(7) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項」で、アとイの2点でございます。
- 「 5 . 投資等分野」でありますが、「(1) 教育における最新技術の活用」。
- 「(2) フィンテックによる多様な金融サービスの提供」。

- 「(3) 電力小売市場の活性化」。
 - 「(4) 地方創生のための銀行の出資規制見直し」。
 - 「(5) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項」で、ア、イの2点でございます。
 - 「6. その他重要課題」、本会議取扱い事項であります、「(1) 総合取引所の実現」。
 - 「(2) 各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大」。
 - 「(3) 働き方の多様化に資するルール整備」。
 - 「(4) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項」でア、1点であります。
 - 「行政手続コストの削減」。
 - 「1. 行政手続部会における取組」。
 - 「(1) 経緯」。
 - 「(2) オンライン申請の原則化に向けて」。
 - 「(3) 対策強化の必要性」。
 - 「(4) 地方自治体への展開」。
 - 「2. 重点的に取り組むべき事項」。
 - 「(1) 個人事業主の事業承継時の手続簡素化」。
 - 「(2) 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続等の簡易なオンライン申請の実現」。
 - 「(3) 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減」。
 - 「(4) 行政手続の簡素化、オンライン化における地方自治体の先進的取組の横展開」。
- 3ポツが「重点的にフォローアップに取り組んだ事項」でございまして、民泊、軽自動車、ワンストップ化、地方自治体における書式・様式の改善であります。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をお願いいたします。よろしいですか。

この構成については、本会議後の記者会見において公表いたします。それぞれの御担当分野で答申案の中身を御検討いただいていると思いますが、内容については情報管理をよろしくをお願いいたします。

答申案は部会長、各座長を中心に、今後、精査をお願いいたします。

以上により、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から何かありますか。

小見山参事官 次の開催については、また追って御連絡申し上げます。

大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。